

文化庁地域文化創生本部と公益財団法人大学コンソーシアム京都との連携に関する協定書

文化庁と大学との連携により，我が国の文化芸術振興，地域文化創造及び学びの充実を促進する政策（以下「文化庁・大学連携政策等」という。）を推進するため，文化庁地域文化創生本部（以下，「創生本部」という。）と公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下，「大学コンソーシアム京都」という。）は，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

○目的

文化庁・大学連携政策等を推進するため，創生本部と大学コンソーシアム京都は，相互の人的，知的，物的資源の交流・協力・活用を図る連携協定を締結することにより，文化庁の京都移転に向けた機運醸成及び基盤整備，並びに大学のまち京都の更なる発展を図る。

○連携事項

- （１） 創生本部と大学コンソーシアム京都は，前条の目的を達成するため，研究・情報交流，人材交流，人材育成，施設利用，その他両者が必要と認めた事項について連携し協力する。
- （２） 大学コンソーシアム京都は，大学コンソーシアム京都加盟校と創生本部との連携促進に協力する。
- （３） 本協定に基づき具体的な事業を実施するにあたっては，創生本部と大学コンソーシアム京都は，その都度協議を行い，その内容に関する合意文書を交わすものとする。

○有効期間

本協定は，協定締結の日から発効し，有効期間は **2020 年度末**までとする。ただし，期間満了日の 3 か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合，本協定は自動的に 1 年間延長されるものとし，以降も同様とする。

○その他

本協定に定める事項については疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは，両者が協議して定める。